

[件名] 「第三次循環型社会形成推進基本計画(案)」に対する意見

[氏名] 容器包装の3Rを進める全国ネットワーク副運営委員長 羽賀育子

[住所] 〒102-0082 東京都千代田区一番町 9-7 一番町村上ビル 6F

[電話番号] 03-3234-3844

[FAX 番号] 03-3263-9463

[電子メールアドレス] reuse@citizens-i.org

[意見 1]

<該当箇所>17 ページの第 3 節の 3 行目「排出者責任や拡大生産者責任の基づく取組が一般化する社会を目指す」

<意見内容>

この部分の記載に国民の責任を含めるのであれば、事業者責任(拡大生産者責任と排出事業者責任)の徹底と国民の責任とに分けて記載するか、あるいは事業者責任のみに言及してください。

<理由>

ここで言われている排出者責任とは、拡大生産者責任と並記されているので、排出事業者責任という汚染者負担の原則がベースとなっている考え方のことをさしているのだと思われます。が、読んでいくと「廃棄物・リサイクル産業」のことに話が行き、都市鉱山云々ということが書かれています。

ということは、この排出者責任者の中に、末端の国民の責任も含まれているようにも読み取れます。国民が自らの「都市鉱山」を適正に分別排出しなければ、いかにリサイクル産業が頑張っても都市鉱山を利用することは困難であると思われるためです。

ここでもし国民の責任のことをいうのならば、きちんと分けて書くべきで、まず「拡大生産者責任の徹底と排出事業者責任について」を述べ、その上で、末端の国民の責任にも言及すべきではないかと考えます。国民にも排出者としての責任はあるとは思いますが、その責任は事業者の責任に比べれば些少なものです。

適正な誘導策や仕組みがあれば、国民は排出者としての責任をまっとうしやすくなりますが、そういう仕組みのない社会で、国民の排出者責任を事業者責任と同列に扱うことは困難であると考えます。

[意見 2]

<該当箇所>31 ページの(5)2Rの取組状況

<意見内容>

モニターするだけでなく、意欲的な目標数値を決定して頂き、それが達成されない場合の対策も決めて盛り込んでください。

<理由>

レジ袋辞退率やびんのリユース率などをモニターすることは大変よいと考えますが、その実効性を高めるためにも未達成時の対応を盛り込むべきと考えます。

[意見 3]

<該当箇所>42 ページの(1)2Rの取組みがより進む社会経済システムの構築の①項目

<意見内容>

国民・事業者が行うべき具体的な2Rの取組みを制度的に位置づける検討は、たいへん期待が持てます。ぜひとも、様々な知見を有する学識者や事業者、自治体、環境NPOなどをメンバーとした検討会を立ち上げてください。

<理由>

2Rの取組みをより一層推進するためには、これまでに培われた様々な叡智を結集して、公開での検討を進めることが望まれます。

[意見 4]

<該当箇所>45 ページの(注 28)水平リサイクルの説明の 5 行目

<意見内容>水平リサイクルの例示に「ガラスびん」を含める。

<理由>

100%使用済のカレットからでも製造できる「ガラスびん」は、消費者にもわかりやすい水平リサイクルの代表選手ですので、ぜひ例示に加えるべきです。

[意見 5]

<該当箇所>57ページの「(3)容器包装リサイクル法」の項目の内容について、3行目と4行目の間

<意見内容>次の文章を挿入してください。

「しかし、2R(リデュース・リユース)の取組が遅れていることから、拡大生産者責任を踏まえ、環境配慮設計に基づいて容器包装廃棄物のリデュースを促進するとともに、容器のリユースや容器包装廃棄物の適正なりサイクルを推進する。また、これらの取組においては、事業者の果たす役割が大きいことを勘案し、拡大生産者責任を徹底するため、事業者の役割分担の拡大を検討する必要がある。」

<理由>

従来の仕組みのままでは、取組が遅れている2Rを促進することは難しいこと。2012年4月に閣議決定された第四次環境基本計画においても、2Rの強化が盛り込まれたことによります。

以上